

令和3年3月中川村議会定例会議事日程（第4号）

令和3年3月19日（金） 午後2時00分 開議

- 日程第1 議案第15号 令和3年度中川村一般会計予算
日程第2 議案第16号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第3 議案第17号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計予算
日程第4 議案第18号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
日程第5 議案第19号 令和3年度中川村水道事業会計予算
日程第6 議案第20号 令和3年度中川村下水道事業会計予算
日程第7 議案第21号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第8 陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書
日程第9 委員会閉会中の継続調査について

出席議員（9名）

- 1番 片桐邦俊
2番 飯島寛
3番 松澤文昭
4番 大原孝芳
5番 松村利宏
6番 中塚礼次郎
7番 桂川雅信
8番 柳生仁
10番 山崎啓造

欠席議員（1名）

- 9番 鈴木絹子

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|------|--------|------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 富永和夫 |
| 教育長 | 片桐俊男 | 総務課長 | 中平仁司 |
| 地域政策課長 | 松村恵介 | 会計管理者 | 半崎節子 |
| 保健福祉課長 | 菅沼元臣 | 住民税務課長 | 宮崎朋実 |
| 建設環境課長 | 小林好彦 | 産業振興課長 | 松澤広志 |
| 教育次長 | 桃澤清隆 | 環境水道室長 | 岡田俊彦 |
| | | 代表監査委員 | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井原伸子
書記 座光寺てるこ

令和3年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和3年3月19日 午後2時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は9人です。

9番 鈴木絹子議員より欠席届が提出され、許可をしてあります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第15号 令和3年度中川村一般会計予算

日程第2 議案第16号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第3 議案第17号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計予算

日程第4 議案第18号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第19号 令和3年度中川村水道事業会計予算

日程第6 議案第20号 令和3年度中川村下水道事業会計予算

以上の6議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案は、去る3月1日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。

予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算特別委員長 (松澤 文昭) 予算特別委員会の委員長報告に入る前に、令和3年度の予算は新型コロナウイルス感染症終息の経済再生、新たな生活様式への転換を目指すための重要な1年になるとの認識の下、予算特別委員会では多くの建設的な質疑が出され、活発な議論がされました。したがって、委員会報告書が25ページに及ぶ膨大な内容となっています。全ての報告をすると時間がかかります。したがって、本日の委員長報告は各係1つの質疑応答のみを報告します。

なお、予算特別委員会報告書の全文を村ホームページに掲載しますので、詳細についてはホームページで確認をしてください。

それでは、委員長報告を行います。

3月1日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第15号 令和3年度中川村一般会計予算について、3月11日12日15日の3日間にわたり役場第1第2委員会室におきまして委員9名出席の下、関係課長・係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、出席委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告します。

地域政策課財政係。

「地域づくり基金の使用目的は。」の質問に対して「地域づくり基金の積立ての主たる財源はふるさと応援寄附金であり、寄附金の取扱要綱に定める使途、誰もが安心して元気に暮らせる村づくり、村全体が農村公園の美しい村づくり、村の魅力を活かし

た産業育成で若者が夢を持てる村づくり、人々が絆を実感できる村づくり及び地方創生関連事業、地域づくり補助金等に必要な費用の財源に充てることとなっており、村の行う事業に幅広く充当することが可能である。」との回答でした。

むらづくり係。

「村の空き家情報があまりにも少な過ぎる。どうしたら増やすことができるのか検討が足りないのではないか。村内で資格を持つ業者に空き家情報の収集、管理を委託して管理させるべき。契約が成立すれば村内業者に利益が落ちるように考えるべきである。」の質問に対して「空き家等の受入れ体制を拡充するため、提案を含めて検討したい。また定住・移住、空き家活用施策等について見直しを進めたい。」との回答でした。

総務課総務係。

「自治振興費の地区集会施設及び周辺整備補助金の内容は。」質問に対し「申請のあった地区に対して補助金を出している。補助金の申請は8月に開催する総代会で説明し、次年度の要望を出してもらっている。対象となるのは集会施設とその周辺。建物に附属するものとしてエアコン導入など集会施設以外にも地区住民全員が使用する建物も対象とするが、お宮などの宗教的施設は含まない。」との回答でした。

広報情報係。

「ホームページの掲載記事について広報情報係が一括管理をしているのか。村のホームページとブランディングサイトは別のものとなっているが、設計は同一の担当が行ったほうが見やすいと思う。統一したホームページにするための仕組みを考えてほしい。」との質問に対して「記事の掲載については各課で管理している。担当が記事を作成し、所属長が確認、承認をして公開する流れになっている。」との回答でした。なお、「ホームページへのデータのアップは、各課ばらばらではなく、広報情報係が管理を行い、各課との調整会議を開催し、村民、中川に関心を持っている村外の人たちにとって見やすく統一感のあるホームページを作成してもらいたい。」との委員長意見が出されました。

危機管理係。

「村の公的施設におけるAEDリースの全体計画はどうなっているか。」との質問に対して「全体計画と言えるものはない。設置や維持管理は各施設管理者または管理担当課で行っているが、機器本体の更新時期に合わせて順次リース化していく方針は持っている。危機管理係としては、令和2年度から上伊那広域消防本部に依頼して村内のコンビニエンスストア2店舗に設置している。消防施設関係のAED配置計画としては、村内の既存AED設置場所から比較的遠距離にある消防詰所への配備を計画しており、令和3年度は美里、渡場、南陽の各詰所、令和4年度は横前、中通の詰所への配備を計画したい。配備に当たっては、有事の際に近隣住民でも持ち出しができるよう詰所外壁への壁かけ設置を検討している。」との回答でした。

住民税務課住民係。

「マイナンバーカード作成について国から通知が来たが、発行枚数は増加しそうか。

また、保険証としての利用についてはどうか。」との質問に対して「75歳以上の方には後期高齢者医療から通知が届いた。電話での問合せが増えているのでカードの発行件数も増えると見込んでいる。保険証としての利用については、国からパンフレットが来ただけなので分からない。」との回答でした。

税務係。

「滞納者の預金等の差押え実施について基準はあるか。」との質問に対し「基準は特にないが、預金残高による。」との回答でした。

土地調査係。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

保健福祉課保育所。

「心理士による巡回相談の実施が新たに計上されている。カウンセリング実施者は臨床心理士か。この面談の対象者は園児か保護者か。2園で12回ということは、2園で毎月面談が行われるということになる。これはカウンセリング希望者に対して行うのか、それとも園が対象者を選定して行うのか。」との質問に対し「保育園では伊南福祉会の作業療法士、「きらりあ」のコーディネーターに巡回相談をお願いしている。支援を要する子ども、保護者が増えている中で、発達検査を外部から行ってもらい保護者、保育士にフィードバックをしてもらっている。巡回相談に臨床心理士も加わることで具体的な支援や手だてを保護者、保育士へのフィードバックを予定している。巡回相談は年12回。隔月で各園を回ってもらう予定。対象は、児童、保護者、両方の場合や児童のみの場合もある。希望者に対して行う場合や園からの提案など、どちらもある。保健医療係が対面型相談事業で臨床心理士の委託を予定しておりますが、保育園で行う巡回相談とは目的が異なります。保護者からの相談内容によっては、母親等のメンタルを支えるために対面型相談事業と連携を取ることも想定している。」との回答でした。

社会福祉課係。

「地活センター利用についての感触は。」との質問に対し「地域包括支援センターと連携しながら対応していく。センターの名称には、あえて障害者とはつけていない。村内にいる方に利用してもらい、地域で生活できるよう訓練や経験をしていただきたい。実際の感触は、定員15人に対して数名のコンタクトがある状況で、スタート時点で定員いっぱいとはいかないが、ある程度利用できる人は集まると思う。」との回答でした。

高齢福祉係。

「高齢者憩いの家指定管理料の内訳は。」との質問に対し「中川観光開発との3年間の指定管理契約の更新に当たり今後の周辺の施設等の利用、活用の方向性及び改修計画を検討していく中で高齢者憩いの家についても含めて考えることになり、令和3年度の契約については単年度契約とすることになった。委託料については利用者収入と施設の管理に関わる管理費の支出の差を補う形で前契約期間3年間の平均の差を推計しながら調整して決定してきたが、今回については新型コロナウイルス感染症

の影響により利用者数がかなり減少し事業者収入が激減している現状がある。元の状態に戻るにはまだしばらくかかる状況にあり、契約期間が1年間でもあることから、委託料については現在の委託料にまきたき温水ボイラーの管理費を上乗せした委託料とした。令和2年7月から稼働しているまきたき温水ボイラーのまき代が年間500万円ほどかかり、重油と比べ80万円ほど増額となる見込み。また、まきたき温水ボイラーの定期点検代が20万円ほどかかり、まきと重油の差額分、まきたき温水ボイラー保守点検分として100万円の増額として計上した。」との回答でした。

保健医療係。

「国が考えているワクチン接種のデジタル化の方向性、現況は。」との質問に対し「ワクチン接種円滑化システムでの一元的な情報管理を通じて無理、無駄、むらを予備的に排除し、予防接種の効率的かつ着実な実行を支援するためのシステム。国、都道府県、市町村はワクチン等の割当量を調整し、卸業者は割当量に基づき各医療機関等にワクチン等を配送する。また、市町村、医療機関等は、接種実績やワクチンの在庫量を報告する。ワクチン接種記録システムは自治体がワクチン接種の状況を把握することを支援するためのシステム。ワクチン接種の際に接種会場において接種者の情報を国から配布される端末にて読み取る。これにより住所地外での接種情報も含めて住民一人一人の接種情報がワクチン接種記録システムに登録される。これらのシステムの詳細な操作方法は今後の説明会等で示される予定。」との回答でした。

産業振興課農政係。

「地域おこし協力隊員が新しく店舗をオープンする予定だったのに急遽退職となった理由は。店舗はどうするのか。」との質問に対し「3月に入って本人からの申出により退職となった。広報等で店舗のオープン等についてお知らせして、村内外からの期待も大きかった。村としても今後に向けてよい方向で行けるよう、具体的なことについて聞き取りをしながら計画を進めている段階であり、村としても大変残念であった。今後については、指定管理者やつくっちゃオの皆さんなどと改めて協議しながら施設の有効活用が図れるように考えている。」との回答でした。

交流センター係。

「交流センターは何をするのか。販売はどうするのか。中長期計画は作成してあるのか。ない場合、いつできるのか。村民への説明はどのように考えているのか。」の質問に対し「交流センターは、美しい村中川の自然や文化、地域の農業を生かした交流人口の拡大による観光業、商工業の振興や農作物の消費拡大などを図るための様々な支援や事業に取り組む。村では、これまで催事への参加による情報発信や地域おこし協力隊が農産物を配達するなどの活動に取り組んだが、いずれも持続可能な販売方法や販売ルートを構築する取組としては課題があり、再検討を進めていく。交流センターには、刻々と変化する農業生産物の状況や消費行動などを把握、予測し対応することが求められるため、中長期的な事業計画については今後の運営状況を見ながら策定を図る。組織に課せられたミッションの方向性を共有し、外部有識者との連携を図りながら、的確な状況判断による運営に努める。村民への周知に関しては、2月

に開催したふるさと納税返礼品事業者懇談会を皮切りに、農家との懇談会や広報紙へのチラシの折り込み、ホームページや広報紙を利用した情報発信に努める。」との回答でした。

耕地林務係。

「木の駅実行委員会への補助金が出ているが、実行委員会は補助金がないとやっていけない状況である。この事業は補助し続けないとやっていけないが、これから先をどう考えているのか。」との質問に対しまして「木の駅がスタートし、まきボイラーも稼働したが、新型コロナの影響で望岳荘のお客さんが減ってしまった。将来的には村内の木を使い地域通貨を回して循環させ、独立するよう考えている。新型コロナの影響があるので状況を見てから判断する。」との回答でした。

商工観光係。

「望岳荘体験館改修工事に3,500万円を投入してどの程度の効果があるのか。」との質問に対しまして「具体的な設計はまだ。体験館は建設から大分年数が経過している。いろいろなかわが亭は指定管理となっているが、建物自体は村のものである。施設の使い勝手やバリアフリーなどを含めてリニューアルしていく。望岳荘とセットで利用客誘致を考えていきたい。詳細については今後詰めていく。」との回答でした。

建設環境課建設係。

「民間木造住宅の耐震診断業務は長期間取り組んでいるが広がっていない。理由は何か。」との質問に対しまして「地区を通じた申請となっていたが、村のホームページにも掲載して申請しやすくした。費用がかかるということも広がらない一因と思われる。取りまとめ状況を見ながら検討していく。」との回答でした。

関連事業係。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

環境水道室。

「環境学習会の内容はどのようなものを考えているか。」との質問に対しまして「地域循環型社会を考える講座などの資料代などを見込んでいる。職員向けの研修や住民向けの学習会を想定しているが、内容はまだ決まっていない。」との回答でした。

なお、「令和3年度は職員が勉強し知識、情報を得ることをするべきで、住民に対してはまだ早いのではないか。」との意見が出されております。

教育委員会。総務学校係。

「教育委員会事務局で保育園、小中学校の在り方検討委員会の設置32万8,000円が計上されているが、メンバーの内容と民図ウについてどのように計画されているのか。」との質問に対しまして「小中学校PTA3人、保育園保護者会2人、議会2人、商工会1人、社会福祉協議会1人、総代会1人、教育委員1人、社会教育委員1人、民生児童委員1人、学識経験者2人——これは歴代教育長・教育委員。小中学校長3人、保育園長2人の予定。」との回答でした。

社会教育係。

「石神の松はどのようにするのか。その可能性は。」との質問に対しまして「4月、

強風により幹が避けて倒れた。樹木医に相談して対応し、経過を観察してきた。11月中旬、現地の確認、大半が枯れてしまう。松くい虫が入り手の施しようがない状態。6月頃から成長が発生してしまうので、その前に切断し焼却処分するか、薫蒸処置する。天然記念物を解除する方針。しかるべき時期に村民へも周知する。根元に新芽が出てきており、今後は樹木医に相談し新芽を保存していく方針。」との回答でした。

会計室。

「AI機器の導入によりペーパーレス化は進んでいると思うが、紙やトナーは減っているのか。ペーパーレス化を進める対策が必要。」との質問に対しまして「トナーについては、プリンター台数が増えており微増している。総務課を中心に検討している。」との回答でした。

議会事務局。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

引き続き国民健康保険事業特別会計の報告をいたします。

3月1日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第16号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計予算について、3月12日、役場第1第2委員会室において委員9名の出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、出席委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告いたします。

「国保税はコロナが続くと同様の状況が続くと思われるが、基金の残高は足りるのか。」との質問に対しまして「令和3年度の予算計上では2,540万円ほどあり、そのうち1,000万円取り崩す想定をしている。この数字がどれくらいになるかは、所得を確定しないと国保税額が分からないのと、医療費がどのくらいかかるのかでも取崩し額が変わってくるので、取りあえず1,000万円を見込んでいる。」との回答でした。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

介護保険事業特別会計。

3月1日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第17号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計予算について、3月12日、役場第1第2委員会室において委員9名の出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、出席委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

後期高齢者医療特別会計。

3月1日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第18号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計予算について、3月12日、役場第1第2委員会室において委員9名の出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いま

した。

審査の結果は、出席委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告します。

「所得の負担割合を250万円にするかどうかの議論があるが、村ではどう考えているか。」との質問に対しまして「審議中の法案では、令和4年度後半から基準収入額200万円以上、世帯収入額320万円を超えると自己負担割合が1割から2割になるとされている。決定されれば方針に従っていくことになる。」との回答でした。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

水道事業会計。

3月1日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第19号 令和3年度中川村水道事業会計予算について、3月11日、役場第1第2委員会室において委員9名の出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、出席委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告いたします。

「水道ビジョン見直し業務の特徴的なものは。」との質問に対しまして「四徳水源の確保は断念している状況。片桐については飯島町からの受水と地下水で対応してきた、南向については、現在、上水道が1本なので、新たな自己水源として地下水を含めての水源調査もできればと考えている。」との回答でした。

なお、「四徳水源の話の背景は柳沢に供給するということが大きかったと思う。今の状態のままですとポンプアップをすることの是非の問題もある。水源は多様な水源を確保することが大前提である。どこか1つの水源に依存せず、いつもどこかが動いている状況をつくっていくことを頭に置いてビジョンをつくってほしい。」との意見が出されております。

以上、審議のほどよろしく願いします。

下水道事業会計。

3月1日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議案第20号 令和3年度中川村下水道事業会計予算について、3月11日、役場第1第2委員会室において委員9名の出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、出席委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告いたします。

「マンホール蓋はデザインのあるものだが、単価が高く、納期に時間がかかることはあるのか。」との質問に対しまして「蓋のデザインはスリップ防止という意味もあり、一度デザインを作れば単価はそう変わらない。デザインの型を持っているのは2社ある。」との回答でした。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

以上で委員長報告を終わりにします。

委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

○議長

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○6番

(中塚礼次郎) 私は、令和3年度予算の認定に対して賛成の討論を行います。

令和2年度は、今までに経験のない新型コロナウイルスの全世界に及ぶ感染拡大の中で、住民生活はもとより、村内の経済活動にとって大変に困難な年となりましたが、住民の苦難軽減のためのきめ細かな施策と行政各部署の対応により、満足とは言えないものの、乗り越えつつあります。

令和3年度予算は、コロナの先の目指すべき目標に向け、幅広い施策を展開するものとなっています。新型コロナウイルスに感染の終息は不透明な状況ですが、ワクチン接種の対応策も立てられており、村民の皆さんへ早く安心感を届けたいものです。

令和3年度事業に向け、着実な計画の実践と村民要望にどう応えるか、行政、議会が一丸となった力強い取組に引き続き期待をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長

ほかに討論はありませんか。

○5番

(松村 利宏) 私は、賛成の立場で討論を行います。

令和3年度は第6次総合計画、総合戦略の2年目で、総合戦略の基本目標である若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、人口の自然減を抑制する、未来を担う人材定着による人口の社会減の抑制、地域における仕事と収入の確保、人口減少における地域の活力の強化について本格的に取り組むことが必要となります。

予算は、小和田地区基盤整備事業をはじめとする村内でのリニア発生土利用・活用調査、地域活動支援センター運営開始、農業観光恐竜センター運営開始、陣馬形山指定管理開始、森林整備意向調査の開始、村の次期公共交通計画の作成、小中学校でのICT教育開始、新型コロナウイルスワクチン接種開始など、総合戦略の基本目標を達成するために必要な事業ばかりです。

しかしながら、これらの事業は過去に事例がないため、行政の負担が大きくなります。行政は、各種事業の中期ビジョンを作成し、関連する事業をコントロールすること、民間を最大限に活用すること、住民と一体化して事業を推進することを提案します。

過去に事例がない事業を執行するためには、行政の皆さん一人一人が生き生きと仕事ができなければなりません。しかしながら、悩むこと、壁を越えられないこと、事業が進捗しないことなどの問題が生起するかと思います。

どうか、村長を核心として村民全体の福祉を念頭に事業を推進していただくことを期待します。

以上です。

○議長

ほかに討論はありませんか。

○7番

(桂川 雅信) 私は、提案された一般・関係予算に賛成する立場で討論に参加いた

します。

次年度予算では、少額とはいえ、議会で議論されてきた幾つかのテーマが予算化されたことをまず評価したいと思います。

それは、中等度難聴者への公費負担による補聴器購入に道を開いた点がまず挙げられます。全国的に見ても村レベルでのこの制度は珍しいもので、県下でも、まずよい事例になると思います。ただ、実際の個人負担額は15万円以上ですので、次年度以降の実績と装着した皆さんの意見を基に、段階的に公費負担率の引上げも検討すべきと考えます。

昨年の陳情審議での討論でも申し上げましたが、補聴器の装着は医師の診断と指導の下で行われれば期待される効果が上がることが証明されており、そのことが村の認知症患者やひきこもり老人の減少につながり、最終的には介護費用など社会的費用の低減に道を開いてくれることと期待しています。

次に、これも少額ですが、母子保健分野と保育分野で臨床心理士による指導を制度的に組み込むことになったことです。

近年、児童虐待のニュースが後を絶ちませんが、最近になって虐待をする保護者のほうにも目が向けられるようになり、特に出産前後の母親の精神的負担をどうやって乗り越えていくかというテーマは、昔と違ったアプローチが必要になっているようです。ここで注目したいのは、母子保健の分野と保育分野での連携です。

予算審議の場でもこのことに触れましたが、議会は予算を俯瞰的に見ることもできる場でもあり、その意味でも双方の分野で連携を取ることの必要性が指摘できたことで今後の乳幼児の健康と保護者のメンタルヘルスケアに協働して取り組むことができるようになったことはすばらしい前進と捉えたいと思います。

一般質問で私が行った早生まれ問題とも併せて、あえて希望を申し上げれば、小中学校での学校カウンセラーとの連携ができるようになれば、村中の子どもが生まれたときから中学校卒業までを保護者とともに見守ることができるというすばらしい仕組みができるようになります。このようなことは、大都市ではほとんど不可能です。中川村のように一人一人の子どもと保護者を見守るにはほどよい規模の自治体であることの利点を大いに生かすべきと考えます。その意味では、この制度が今後も実績を踏まえて拡充されることを期待するものです。

最後に、次年度予算は新型コロナウイルス感染症の影響を低減するための措置や新たな村づくりへの仕掛けづくりなど多面的な施策が積極的に盛り込まれましたので、大いに活用してほしいと思います。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は、昨年から1年を経過して、行政の目が届かないところで進行している可能性があります。政府は二人親の困窮世帯にもやっと給付金を支給することになりましたが、これで困窮世帯が救済されるわけではありません。女性の自殺者が急増している背景には、非正規労働者の解雇により食事もできなくなっている実態報告されています。何があっても、とにかく命を救う、そのために議会と行政は万全を期すべきであることを述べて、賛成討論といたします。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 長 御着席ください。全員起立です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 長 全員起立です。御着席ください。したがって、議案16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 長 全員起立です。御着席ください。したがって、議案17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 長 全員起立です。御着席ください。したがって、議案18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 長 全員起立です。御着席ください。したがって、議案19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。御着席ください。したがって、議案 20 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 21 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○村長 議案第 21 号 中川村固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

任期満了に伴う改選のために本案を提出するものでございます。

氏名は芦澤文博。

生年月日及び住所は記書きのとおりでございます。

芦澤さんには、平成 18 年 5 月 1 日から固定資産評価審査委員会委員をお務めいただいております、本年 4 月 30 日をもって平成 30 年 5 月 1 日からの 5 期目の 3 年間の任期満了となります。

この間、的確な審査をしていただいております、引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任をいたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

ぜひとも御同意を賜りたく、お願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

なお、この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。御着席ください。したがって、議案第 21 号は同意することに決定しました。

日程第 8 陳情第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から診査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 (柳生 仁) 3 月 1 日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情受理番号 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書、3 月 4 日、役場第 1 委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査いたしました。

審査の結果、趣旨採択多数で趣旨採択すべきものと決しました。

陳情の趣旨は次のとおりです。

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、深刻な危機に直面しています。コロナ禍で、ライフラインを守る労働者の多くが最低賃金近傍の低賃金で働いています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのはパート、派遣、契約、アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。

また、東北、中四国、九州など、最低賃金が低い地域ほど中小零細企業が多く、経済的ダメージはより深刻です。

つまり、コロナ禍で真っ先に生活破綻に陥った人は最低賃金近傍で働く労働者です。

2008 年のリーマン・ショックのとき、世界各国は賃金の引上げを含む内需拡大で経済危機を克服してきました。しかし、日本は派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金抑制で企業利益の拡大を進めてきました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復を進めるためには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには最低賃金を高める必要があります。

日本の最低賃金は都道府県ごと 4 ランクに分けられ、地域別最低賃金の 2020 年改定では、最も高い東京では 1,013 円、本長野県は 849 円、最低の 7 県は 792 円です。これでは毎日 8 時間働いても月給 11～14 万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することは困難です。

しかも、地域間格差が 221 円もあり、地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。

最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、貧困をなくす点では福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策です。

審査の結果、多数で趣旨採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

意見では、「陳情の趣旨はよく分かるが、最低賃金全国一律 1,500 円を目指すとする、地域別最低賃金の 2020 年改定版で最低の 7 県は約倍に上げなければならない。時給を一律にした場合、企業が耐えられるか、都市と地方の実効性が追及されていないなど、疑義がある。中小企業の支援の拡充は具体的が見えない。」

次に、「賃金を上げることはよいことだが、陳情で言っていることが分かりにくい。地域別、業種別に考えると難しいものがある。」

もう一点は、「差があってもしょうがないではなく、目指すところは全国一律と思う。できるかできないかでなく、どういう国にしていくかだと思ふ。企業側に見ればすぐくよい手、セットで国に上げていく必要がある。目指す方向性は格差をなくして

いくよう取り組む必要がある。時給が一律になれば物価が上がる。所得が上がると全国同じような経済状況になるので、経済対策として税金の投入はよいものではないか。陳情に対して大きく取り取り組むべき。」

○議 長 討論では、反対者はありませんでした。

○議 長 まず趣旨採択。「まずは4ブロックで最低賃金を定めて、それから取り組むべき。日本の最低賃金は、全国一律でなく都道府県ごとに定められています。労働者代表、使用者代表、公益代表の委員会からなる中央最低賃金審議会が厚生労働大臣の諮問を受け、毎年7月頃に4つのブロックに分けて目安を作成します。それを踏まえて、各都道府県では8月頃に最低賃金が決定され、10月頃から発効します。最低賃金を上げることはメリット、デメリットがあり、学者の中でいろんな意見がある。一気に上げることは無理がある。趣旨は賛成だが、このまま出すのはいかがなものか。」

○議 長 賛成討論。「前回の陳情で、中川村議会は賛成で出している。国民の幸せを求めて、みんなが格差のない社会を目指す。最低賃金格差が一番大事な生活保障のもと、陳情者の趣旨を酌み取っていくべきと思う。」

○議 長 以上、慎重な御審議をお願いします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

○議 長 これから質疑を行います。

○議 長 質疑はありませんか。

○議 長 「[なし]と呼ぶ者あり」

○議 長 質疑なしと認めます。

○議 長 次に討論を行います。

○議 長 まず、原案に反対者の発言を許します。

○議 長 討論ありませんか。(「議長」と呼ぶ者あり)

○議 長 反対討論ですか。

○7 番 (桂川 雅信) 討論というのは、趣旨採択をしようということの案ですか。

○議 長 提出されたものに対してです。

○7 番 (桂川 雅信) 提出というのは、今、委員長が提出したということですか。

○議 長 陳情されたものです。

○7 番 (桂川 雅信) 陳情の原案にということですか。

○議 長 それが原案です。(「原案に対して」と呼ぶ者あり)

○7 番 (桂川 雅信) いやいや。今、議長が言ったのは違う。

○議 長 いや、そうです。

○7 番 (桂川 雅信) 今、議長が言っているのは原案に……

○議 長 陳情されたものが原案ですから、それに反対の方は発言をしてくださいということ

○7 番 (桂川 雅信) 失礼しました。分かりました。

○議 長 いいですか。

○7 番 (桂川 雅信) はい。

○議 長 では、次に原案に賛成者の発言を許します。

○6 番 (中塚礼次郎) それでは、原案に賛成の討論を行いたいと思います。

○議 長 今、貧困と格差の拡大が日本社会を覆う深刻な問題となっていることは、マスコミ報道などにより誰もが承知されている問題だと思います。現実には生活保護水準に達しないワーキングプアと呼ばれる世帯数が400万とも500万とも言われており、年収200万円以下の労働者が1,023万人、22.8%にのぼり、若者の多数がこうした低賃金に苦しんでいます。なぜ働いても働いても貧困から抜け出せないのか、根底は先進国で最低の最低賃金にあると言われます。

○議 長 働いている人の最低賃金が生活保護基準を下回っているという低額、人間らしく生きたい、働きたいとの切実な要求が弱者切り捨ての構造改革にノーの審判を下し、国民の世論に押され政府も最低賃金の引上げを言わざるを得なくなり最低賃金改正法案を国会に提出していますが、政府・与党案は最低賃金を都道府県別にばらばらに決定する地域別最低賃金制を固定化するなど、労働者の切実な要求から大きくかけ離れたものになっています。

○議 長 私は、貧困と格差をなくす役割を果たしている最低賃金制を重視し、世界では当たり前になっている全国一律最低賃金制の実現とともに、陳情書で述べられている最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的な引上げと、そのために国の中小企業支援策の拡充の実現を求めるこの陳情を採択すべきだと思います。

○議 長 以上申し上げまして、賛成討論といたします。

○議 長 原案に反対者の発言はありますか。

○議 長 「[なし]と呼ぶ者あり」

○議 長 では、原案に賛成者の発言を許します。

○7 番 (桂川 雅信) 私は、原案に賛成して、趣旨採択ではなく、原案どおり採択をして国に意見書を提出することを求めます。

○議 長 まず、この陳情については昨年も提出されて本会議で採択されていますが、その際に私が賛成意見として述べた内容については3月3日に全議員にメールにて配付をしております。そのメールをお送りした際にも書きましたが、今回の陳情には昨年の内容に追加して長野県内の賃金実態について記述があるので、そのことを考慮して検討してほしいと述べました。そして、メールでは、ぜひ以下の点を議論していただきたいとし、4つの論点を挙げました。

○議 長 1 なぜ全国一律でなければならないのか。最低賃金を地方に分散させたために、若年労働者は都市に出ざるを得なくなっているのではないかと。

○議 長 2 この20年間の我が国の賃金低下は、先進国では特異な現象。GDPの大きな構成部分である個人消費を左右する賃金が低下すれば、国際競争力が低下するのは当然ではないかと。

○議 長 3 中小企業労働者は、低賃金は大手企業の下請け、元請けの買いたたきで発生しているもので、自立した中小企業の育成こそ国の重要な仕事ではないかと。

○議 長 4 コロナ禍であっても大手企業は内部留保を増加させている。もともと内部留保

とは企業経営が困難になった際に支出ものであり、国の総予算の数年分に当たる内部留保こそ中小企業政策に充当すべきではないのか。

最低賃金問題は地方経済への影響が大きいので、そのような視点で昨年とは違う1つレベルの高い議論を期待していると結びました。

しかし、総務経済委員会の報告では、昨年と違うレベルの高い議論が行われた形跡はありませんでした。これでなぜ趣旨採択なのか、よく理解できません。

時給を一律にした場合、企業が耐えられるかという意見は昨年もあり、中小企業が潰れてしまうといった意見は昨年と同じです。陳情者が最低賃金改善と中小企業支援の拡充をセットにして求めているのに対して、最低賃金を上げたときの影響だけを取り上げて議論するのは、陳情の趣旨を理解せずに議論しており、委員会の議論としては不適切なものであると断じざるを得ません。

次に、中小企業への支援の拡充の具体策が見えないという意見や、一気に上げることには無理がある、趣旨は賛成だがこのまま出すのはいかなものかといった意見ですが、そもそも趣旨は賛成だが詳細が見えないというのなら、陳情者を呼んで意見を聴取すべきではないのでしょうか。

中小企業への支援の拡充具体的については私がお渡ししたデータにも記載しておりますから読めば分かると思いますし、陳情者は今回の陳情でその具体策について、政府による助成、単価改善につながる施策の拡充、大胆な財政出動、下請け企業への単価削減や賃下げの押しつけをしない公正取引ルールの実施など、具体的に述べています。それを読んでも分からないというなら、直接当事者に聞くのが本筋ではないでしょうか。陳情書そのものは結論だけを簡潔に述べたもので、それに関わる国の政策のあるべき姿まで陳情書に書き切ることなどできるわけがありません。

昨年の種苗法に反対する陳情では意見を聞きたいといって陳情者を呼び出しているのですから、聞きたいことがあるならば納得のいくまで話を聞くようにすべきだと思います。

また、一気に上げることは無理があるという意見ですが、もともと陳情書にはどのように目標の1,500円に引き上げるかは述べていません。陳情書は、最低賃金の地域間格差をなくし抜本的に引き上げることと、その際に中小企業支援策の拡充をするように求めているのであって、どのような段階を踏んで上げるかは国が決めることであります。

最低賃金を上げることはメリット、デメリットがあり、学者の中でもいろいろな意見があるとありましたが、その学者のいろんな意見をどうしてその場を出して議論しなかったのでしょうか。どんな政策も見方によってメリット、デメリットがあるのは当然であって、それを陳情者の意見を判断する材料とするのは議論がまだ終結していないことを表しているだけで、むしろ結論を出したくなかっただけでこのような意見に締めくくってしまったと思われても仕方がないではありませんか。

以前から陳情者の意見を判断する際に賛成、反対のいろんな意見があるからといって陳情案件に反対する傾向がありましたが、これでは委員会としての機能を果たして

いないと思います。議会はそもそもいろんな意見を闘わせる場であって、多様な意見のあることを理由に片方の判断をするというのは、審議を放棄していると言われても仕方がないと思います。

総務経済委員会の審議は、陳情者が出した陳情内容を正確に読み取っておらず、バイアスに満ちた目で最初から結論を決めつけ、それに合わせて意見を出しているのではありませんか？（「議長」と呼ぶ者あり）

陳情者は労働組合ですが……（「議長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。私、発言中ですから。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 大原議員。
○4番 （大原 孝芳） 今の議論は陳情に対する意見でなければならないのに、委員会に対する……

○7番 （桂川 雅信） 部分も出てきますから。

○4番 （大原 孝芳） やめさせてください。

○議長 そのとおりですので、桂川議員、発言のほう、気をつけていただきたいと思います。陳情に対する賛成ですから……

○7番 （桂川 雅信） 分かりました。

○議長 委員会の審査に対する意見ではございませんので……

○7番 （桂川 雅信） 分かりました。

○議長 お願いします。

○7番 （桂川 雅信） はい。

国が発展し先進国になると、製造業を中心とした経済から次第にサービス業を中心とした経済に移行します。

また、生産性を高めるためには様々な国で労働市場の規制緩和を行っています。もちろん、日本も例外ではありません。

このように、サービス業を主体とした産業構造になったり労働市場の規制緩和が進んだりすると、企業の交渉力が強くなり労働者の立場が弱くなるのが専門家の研究で確認されています。この労使のパワーバランスが雇用者側有利に傾く傾向はモノプソニーと言われていています。モノプソニーの力が働いていると、交渉力の特に弱い低学歴の人、65歳以上の高齢者、若年層、女性、外国人労働者はそれぞれが発揮している生産性に比べ不当に安い給料しかもらえなくなります。そうすると、本来払うべきだった給料との差額分だけ企業の利益は多くなるので、モノプソニーの力を使って利益を上げようとする経済合理性の低い小さな企業が次から次へと生まれることとなります。

もちろん、最低賃金の導入や引上げは格差対策でもあります。交渉力の強い人はモノプソニーの影響をあまり受けない一方で、交渉力の弱い人は安い給料しかもらえなくなるので、格差がどんどん広がってしまうのです。

日本は既に大手先進国の中ではアメリカに次ぐ第2の格差大国ですが、そうなってしまった大きな原因がモノプソニーなのです。

最後に、最低賃金が低いことで日本は高い国際競争力を維持できている、だから最

低賃金を上げる必要はないと言われることがあります。でも、もうこんな議論はやめたらどうでしょうか。これが間違っていることは、もう国際的にも明らかになってきています。日本は、GDPに対する輸出の比率が非常に低だけでなく、そもそも最低賃金で働いている労働者の多くは飲食、宿泊など輸出と関係ない内需の業種で働いているからです。

結論を申し上げます。

日本の最低賃金は低過ぎます。このことが長期の日本経済の低迷を招いてきた原因となっていることは明らかです。そのことは財界も認めざるを得なくなっています。

まず、最低賃金を全国一律のものとする、その後、多少時間がかかっても最低賃金で暮らす非正規労働者が普通に暮らすことができる賃金にすることを求めて、陳情書への賛成意見といたします。

○議 長 ほかにも議論はありませんか。

○3 番 (松澤 文昭) 最低賃金を考える場合、私は生産性との関連を考える必要があると考えています。生産性が高くなれば所得水準が上がり、最低賃金が引き上げられてきました。最低賃金の上昇は生産性の向上の結果です。このように最低賃金が事後に決まると考えるのは、最低賃金を労働政策と捉える考え方だと私は考えております。

しかし、今は全く逆で、最低賃金を経済政策として位置づけるべきだと考えます。生産性と最低賃金に相関性があれば、最低賃金を引き上げれば生産性も向上するようになります。

人口が増加するときは、何もしなくても経済は勝手に成長し、政府の税収も伸びます。政府は、人口増加という数の力によって高齢化により増加する社会保障の負担を捻出することが可能でしたが、日本のように人口が減少するようになると経済成長率はマイナスに作用します。経済成長率が下がれば、当然、国は苦境に立たされます。社会保障をはじめ高齢化によって増え続ける各種の負担増を捻出するためには、我が国はどの国よりも生産性の向上を図らなければなりません。

今の経営者の多くは人件費をコストと捉えて下げることばかり考えています。しかし、人口が減る中で人件費を下げれば、個人消費が減り、回り回って経営者自身の首を絞めることとなります。

人口が減少する日本では、総生産額は伸びません。しかし、生産性を高めて個人所得を増やしていけば個々の生活水準が上がり、高齢化による社会保障の負担増も乗り越えられることとなります。最低賃金を上げることは生産性の向上につながり、生産性の向上が企業、国が発展するための基礎になると考え、賛成討論とします。

○議 長 ほかにも議論はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 私は賛成ですが、趣旨採択の立場で討論します。

地方創生を促進するためには最低賃金を全国で一律に改正することが必要だということは、私もそのように思います。

しかしながら、陳情は最低賃金1,500円以上を目指すとしており、2020年度地域別最低賃金の最低の7県792円が1,500円以上を達成するためには708円以上の賃上げ

が必要となります。

国土の狭い日本で47都道府県ごとに最低賃金の額を変える必要があるかというのは確かにありますが、東京都心部、地方とでは家賃など生活にかかるコストも全然違うことを考えると、いきなり全国一律の基準というのは、実行の可能性、全国一律の基準というのは難しいのではと考えます。まずは、目安である各県ではなく、4ブロックごとに集約して最低賃金を定めていければいいんじゃないかというふうに考えます。

最低賃金を引き上げることは、企業の生産性が向上する、廃業による新陳代謝が起こる、消費が拡大する等のメリットがある一方、雇用が減る、商品やサービスの価格が上がる、健全な企業も廃業してしまうなどのデメリットがあります。

最低賃金に直接の意味持つのはアルバイト、パートなどの非正規労働者ということになります。これらの人の賃金が極端に高くなれば雇用にも多少あるかもしれませんが、200～300円であれば、金額が上がったとしても雇用が激減することはないだろうということが言えるかと思えます。

しかし、障害者や低スキルの人材の雇用問題については、障害者に対する補助金の支給や低スキルの人材に対する職業訓練の充実など、別の対策が求められます。

賃上げ分が価格に転嫁され物価が上昇することはないかという点ですが、日本はデフレ脱却がテーマであり、日銀が目指す2%の物価上昇率に遠く及ばない現状からすると、物価の上昇はむしろ歓迎すべきことと言えます。物価が上昇しても賃金は上がるので、経済的にネガティブに捉える必要はないと思います。しかし、これは200～300円程度という話が必要じゃないかというふうに考えます。

健全な企業も廃業してしまうリスクがあるという点ですが、生活に必要な不可欠なものならば商品などに多少価格を添加しても購入してくれるので、廃業に追い込まれることはないはずですが、ここは、先ほどありました200～300円程度であれば、これは落ち着くかなあというふうに思います。どうしても採算が合わないという場合には自治体に補助を依頼するなどして事業を継続できるという別の方策も考えなければならぬんじゃないかということです。

以上のように段階的にブロックごと、各県ではなくブロックごとに賃上げを行うことによって効率的な社会経済を構築できるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議 長 ほかにはございませんか。

○1 番 (片桐 邦俊) 私は、この陳情につきまして、委員会からのお話のあったとお趣旨採択賛成の立場で討論をいたしたいと思えます。

実は昨年も同様の陳情がありまして、昨年、私は反対討論を行ったわけでありまして、それは、全国の生計費にまだ地域間格差があると考えておりまして、最低賃金の全国一律化に対して疑問があったからでありました。

しかしながら、生計費につきましては様々な組織、団体や研究者により現在も調査されており、それによれば都市部と地方の間ではほとんど差がないことが明らかになってきております。その内容は、地方では都市部に比べ住居費は低いわけでありま

すけれども、公共交通機関の利用が制限されているために生活には車が必須となっており、生計費の差はないというものであります。車の保有を意識した調査がなされた結果であると思っております、よって、私も全国一律化には賛成するものであります。

現行の最低賃金につきましては先ほどからもお話がありますが、全国加重平均額は902円であります。先ほどもお話がありましたが、東京で1,013円、最低額の県では792円ということで、その差221円となっております。ここまで地域による最低賃金の金額に大きな差が生じてしまった以上、その是正に当たっては一定の期間をかける必要があると同時に、最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業への国の支援も不可欠と私も考えております。

国も既に業務改善助成金ほか最低賃金引上げに伴う支援施策を用意しておりますけれども、どれもがやはり生産性向上のための設備投資等の実施が条件とされておりまして、使い勝手のよいものではなく、利用者も少ないという話を聞いております。こんなことから、支援策の見直し等も必要というように私も考えております。

以上の点で、私も陳情に大いに賛同するものであります。

しかし、陳情では最低賃金1,500円を目指すということになっております。今回目指している最低賃金1,500円は、やはり一番低い最低賃金の県の792円の倍近いということで、大きな差があるわけでありまして。

財務省の発表では、日本企業の内部留保につきましては2012年以降毎年増加しているとされておりまして、これは上場企業のみでなく中小企業も同様の状況のようでありますけれども、それを賃金アップに使うべきという意見も多くあるのは事実であります。日本の人口減、少子高齢化は着実に進行しておりまして、国内市場の規模が縮小していくことが懸念されるとともに、昨年からの新型コロナウイルス拡大によるコロナショックと言われる経済危機もあり、中小企業としては万が一の経営危機に備えての一定の内部留保もどうしても必要というように私も思います。

まずは、国の目標としては、全国加重平均1,000円ではなく、全都道府県一律1,000円以上の実現を目指すことが必要というように考えるわけでありまして、以上のことから趣旨採択に対する賛成討論といたします。

○議長 ほかにも討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これにて討論を終わります。
これから採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 いいです。下ろしてください。賛成、反対が同数であります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対し裁決します。
陳情第1号については、議長は趣旨採択と裁決いたします。

日程第9 委員会閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件について委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 3月定例議会の閉会に当たりまして一言御挨拶をいたします。

3月1日から19日の長い期間にわたる議案審議で大変お疲れのことと思います。この中で、本議会に提出いたしました令和3年度一般会計及び特別会計等予算をはじめ20件の議案と本日提出をいたしました中川村固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案を全て可決、承認いただきました。改めてお礼申し上げます。

この場をお借りして、担わせていただきました4年間について振り返り、実現したこと、手もつかなかったこと、新型コロナウイルス感染症の蔓延する4年目を経験し、これからの課題として考えることなどについて述べさせていただきたいと思っております。

子どもから高齢者、障害のある方々に関する福祉施策については、福祉医療費窓口負担をなくし、長年の懸案でありました障害者の日中活動の場所である地域活動支援センターの開所にこぎつけることができました。

しかしながら、健常者も障害者も、そして高齢者も、地域で共に生きるような仕組みづくりは簡単にはできそうもなく、大きな課題であります。

農業を活性化させ、商業、工業も元気な村をつくることを大きな政策に掲げてまいりました。

農業振興では、高い生産技術、恵まれた土壌等の自然条件から生産される果樹類、こだわりの野菜など、都市部に対して中川産農産物を売り出そうと生産者の御協力を得てデパート、道の駅等で売り込みを行ってきました。

また、村の農業振興、農産物販売支援、観光交流の拠点、ハブとなる施設として検討を進めてきました中川村農協観光交流センターが旧JA片桐支所の施設を利用し、いよいよ本年4月に開所する運びとなりました。

農業後継者、新規就農者を育成するため、担い手育成支援補助制度をつくり支援してまいりました。これにより新規就農者が増えつつあります。

一方、村として、耕作を継続し農地の荒廃化を防ぎ地域を守っていくために設立された農業法人みなかたの育成支援を行うこと、片桐地区営農組合の経営の安定化支援など、今後の方向づけ、支援については、正直申し上げてできませんでした。

農産加工施設つくっちゃオについても、施設を有効に利用し新たな農産加工品を生み出す等、政策は掲げたものの、活発な試作品作りに至らず、法人、営農組織、加工組合と正面から向き合い議論する姿勢が欠けていたと反省をしております。

商工業の振興についても、商工祭テント市の開催、中川町商工会と青年部の新たな交流など、小さいながら独自の取組が始まりました。もう少し後押しできていたら新たな展開があったかもしれないというふうに思います。

村の農産物や訪れてみたい場所の紹介など、村を売り出す入り口である中川農業観光交流センターを何とか立ち上げることができたことは、J A片桐金融店舗の閉鎖という農家にとってマイナスな点はありましたが、農家やチャオ商業者の皆さんの期待に応えられるよう、明るい材料と考えておるところであります。

陣馬形キャンプ場を訪れる村外者のSNSを使った発信力、里山の特徴ある美術館の企画の数々、創業120年を超える伝統を守りつつ近代的な装備から生産される美酒の蔵元など、見どころ、味わいどころが中川村には多くあることに気づかされましたし、美しい村中川村を応援していただく企業にも恵まれてきたというふうに思います。

坂戸橋が重要文化財指定されたことで桜並木や坂戸公園など坂戸橋周辺の整備と建造物としての橋の活用は多方面に考えられ、期待感が増す思いであります。

経済活動優先で顧みてこなかった二酸化炭素など温室効果ガスの大量排出が気候危機をもたらしています。

再生可能エネルギーである木に着目し、木を切り出し地域通貨に変え、里山の整備を進める取組、木の駅実行委員会が結成され、活動して3年が経過をしております。高齢者憩いの家の熱源に替え、計算上では年間120tの二酸化炭素削減の取組を始めたところでもあります。

公共施設の化石燃料の削減では重油から電気に替え、下水道処理場に太陽光発電パネルを取り付けるなど、事業に着手したばかりであります。

一方、規模の大きな太陽光発電施設の危険な箇所への規制と地域住民との協議を求める条例を制定するなど、長野県ガイドラインよりも一歩踏み込んだ条例制定ができたことは、議会の同意もあり、大きな成果と考えております。

中川村の人口は毎年50人を超えるペースで減少しております。

移住・定住促進を進めるために、子育て世帯の住宅建設支援、3世代同居のための新增築支援にかなりの額の補助金をもってするなどしてまいりました。

また、若い地域の担い手不足に危機感を持つ地区と議論を重ねまして、お試し住宅建設と小規模ながら分譲地造成を行いました。Uターンなど、村外からの入居者を含め、一定の応募はありましたが、移住者が増えている状態にはありません。移住・定住に結びつく手を様々考え、絞り込んだ別の手を進める必要があるかと思うところがあります。

リニア中央新幹線トンネル工事発生土を半の沢に盛土した上に県道を築造する案について4年間の議論を費やしてまいりました。盛土をして県道敷として長野県がずっと管理することになりましたが、砂防専門の先生方による指摘と設計の変更、完

成後の安全管理について4回にわたる検討会が行われ、最終的には下流域の渡場の皆さんの大筋の理解が得られるまで長い議論をしてまいりました。結果として、盛土案に同意し、盛土の確認書を結ぶこととしましたが、盛土工事から完成、完成後の管理、また状態の監視を続けつつ、下流域の住民の皆さんの安心と安全を守り続けていかなければなりません。

本格的な半の沢の盛土工事は先になります、JR東海と結んだ運搬に関する基本協定に基づき運搬を進めるよう、関わり続ける必要があります。

任期の4年間は大規模災害の多い4年間でありました。毎年、警戒本部を立ち上げ、昨年、一昨年は避難指示を出すほど降雨がいつとき強まり、土砂災害の危険が迫り、天竜川が警戒水位を超えることが多く、避難準備、避難指示の情報を出すなど、災害が発生寸前まで進むような状態にあります。

防災体制に関しましては、自主防災組織の危険箇所の見直しからマニュアル作り、指定避難所の施設改修等には特に力を入れてきましたが、1次避難所の整備や携わる人の育成など、継続して取り組むことが山のようにあると思っております。

任期最終の4年目は、新型コロナウイルス感染症防止対策と経済活動の停滞、事業の継続の支援策に明け暮れた1年でありました。

過疎化が進む財政力の弱い村にとっては、独自の支援施策を打ち出すことは困難な中、新型コロナウイルス対策に特化した国の支援策は非常にありがたいものであります。

ワクチン接種が進み免疫を持つ国民が大多数になったとしても、地方経済の回復は遅れるような気がいたします。それまで村民生活、事業者、企業の存続に向けて時期を失することなく策を講じていく必要があることは言うに及びません。

今年も早い春になります。大草城址公園桜まつりは中止となりましたが、桜く楽市の出店は新型コロナ対策を取った上で縮小して実施するとのことでありますので、関係者には出店の約束事を守り安全に開催できることをお願いするものであります。

来る4月25日は、中川村長選挙、参議院長野県選出議員補欠選挙が同時に行われます。コロナの中で、政策の訴えも、聞く有権者も、どちらも未経験の選挙となりそうではありますが、議員各位もそれぞれ御健勝にて取り組まれますよう祈念をいたしまして、定例会閉会の御挨拶とさせていただきます。

長期間の御審議、お疲れさまであります。

○議長

これで本日の会議を閉じます。

以上で令和3年3月中川村議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時34分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____